

鹿児島労働局発表
令和8年4月13日

担 当	鹿児島労働局労働基準部健康安全課 課長 秋山 芳徳 地方労働衛生専門官 太良木 則孝 (直通電話) 099-223-8279
--------	---

「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します

「熱中症」は、高温多湿な環境下において、体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調整機能が破綻するなどにより発症する障害で、めまいや失神等の症状があらわれ、重症になると死に至る場合もあります。

令和7年の鹿児島県の職場における熱中症の発生状況は、休業4日以上死傷者は44人と前年より6人増加しており、業種別では建設業で11人、製造業、運輸交通業で7人、商業で4人、その他では警備業で4人となっています。なお、死亡災害は発生していません。

一方、全国では、令和7年の死傷者は1,681人で、うち死亡者は15人でした。前年と比べ、死傷者は486人増加し、死亡者は15人減少しています。業種別の死傷者では、製造業が337人と最も多く、次いで建設業の278人、商業の221人の順でした。死亡者は、建設業の5人が最も多く、次いで警備業が2人となっています。(※全国の数値は、令和7年12月末速報値。)

今年も暑熱な季節を迎えるため、鹿児島労働局では、熱中症のリスクがあるすべての事業場を対象として、5月から9月までの期間に「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施(4月は準備期間)します。期間中、特に、「湿球黒球温度の値(WBGT 値)の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること」、「熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、『早期発見のための体制整備』、『重篤化を防止するための措置の実施手順の作成』、『関係作業員への周知』を行うこと」、「糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を行うこと」に重点を置き、本年3月に定められた「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づく職場における熱中症防止対策の徹底を呼びかけることとしています。

【添付資料】

- 資料1 職場における熱中症による死傷災害の発生状況(鹿児島県内)
(平成28年～令和7年)
- 資料2 リーフレット「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」
- 資料3 職場における熱中症防止のためのガイドライン 概要

【参考】

- ◎ 令和8年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱

<https://safe.menlosecurity.com/doc/docview/viewer/docNA6253FA6DCA5a5951eae24fa37ca573b4f9602b1427ff2b0848e3d86a6f2cd3d4fa2de757d4e>

- ◎ 令和7年職場における熱中症による死傷災害の発生状況（令和7年12月末速報値）

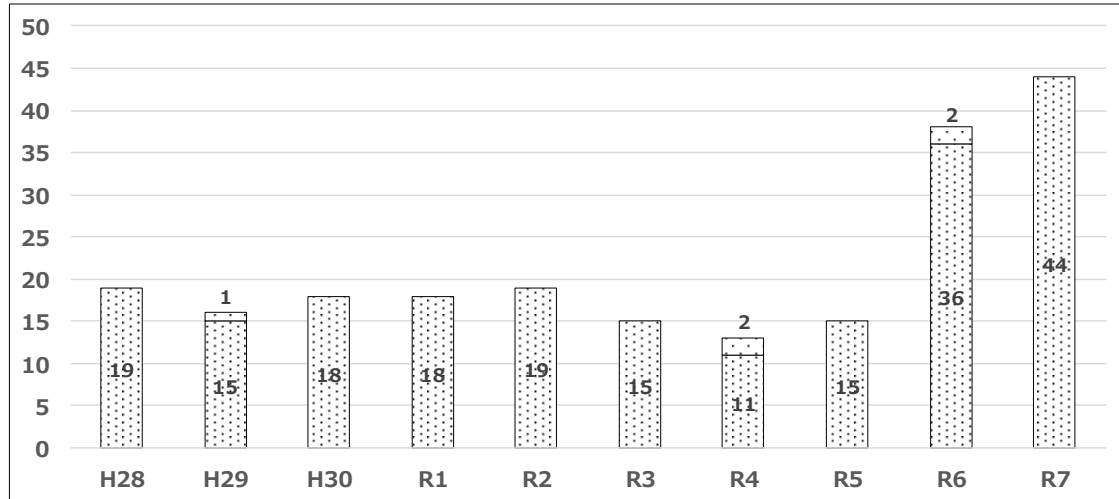
<https://safe.menlosecurity.com/doc/docview/viewer/docNC8128DD2CA962867b9e4a7e6a287bb59444cfc0ec818a7df8a39dc51e89efe62d50680b3fbf5>

職場における熱中症による死傷災害の発生状況（鹿児島県内）

（平成 28 年～令和 7 年）

① 職場における熱中症による死傷者数の推移

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
休業者数	19	15	18	18	19	15	11	15	36	44
死亡者数		1					2		2	
計	19	16	18	18	19	15	13	15	38	44

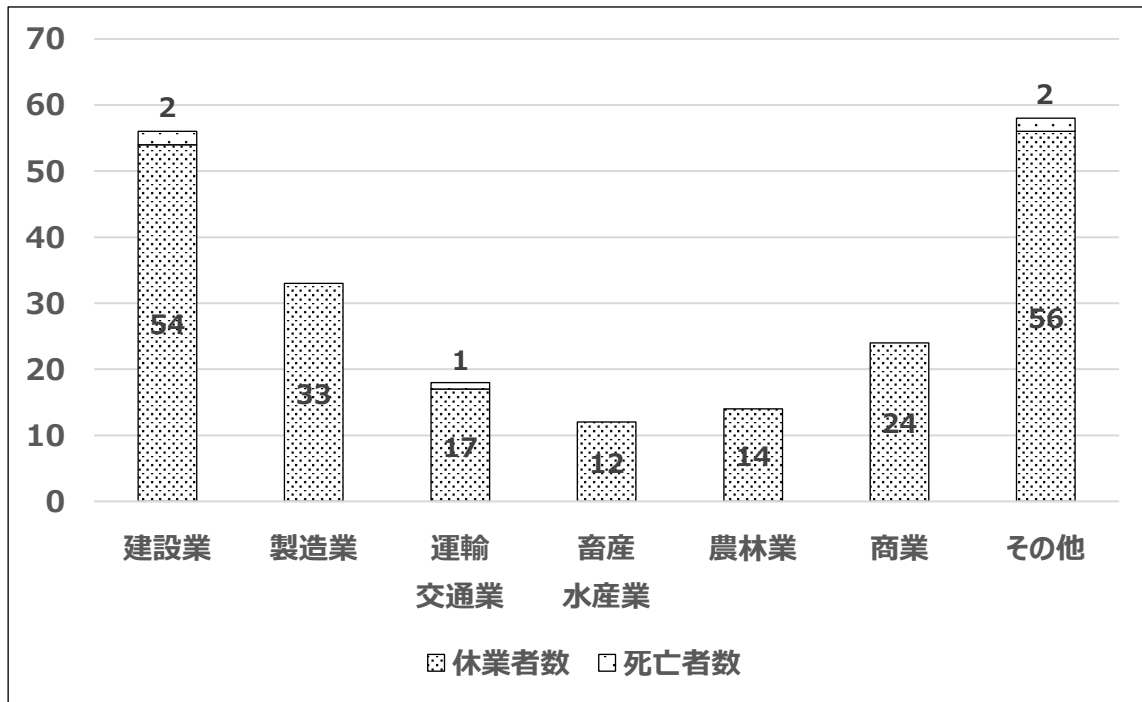


② 業種別死傷者数

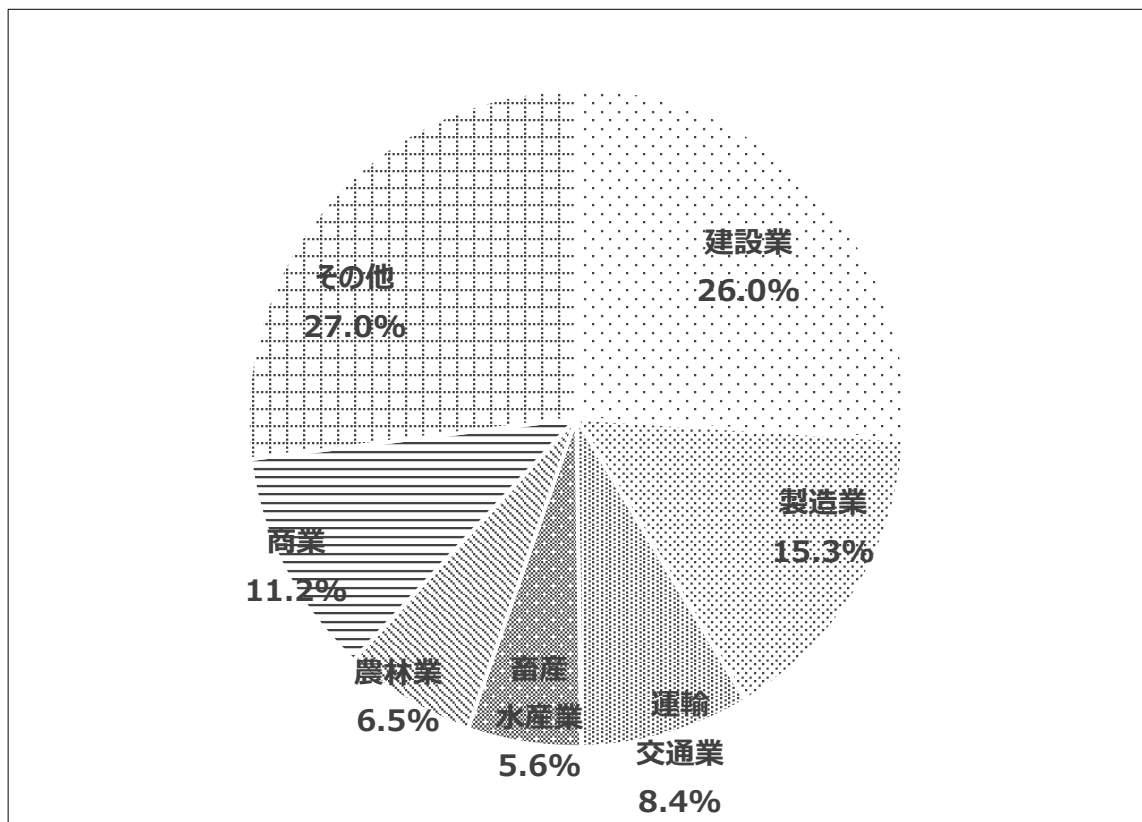
	建設業	製造業	運輸 交通業	畜産 水産業	農林業	商業	その他	計
H28	4	2	1			3	9	19
H29	6 (1)	1	2	3	3		1	16 (1)
H30	5	3	1		2	2	5	18
R1	6	3		1	1	3	4	18
R2	5	7	1	1	1	2	2	19
R3	6	2		1		1	5	15
R4	3 (1)	1	2 (1)	2		1	4	13 (2)
R5	3	3		1	1	3	4	15
R6	7	4	4	2	4	5	12 (2)	38 (2)
R7	11	7	7	1	2	4	12	44
計	56 (2)	33	18 (1)	12	14	24	58 (2)	215 (5)

※ () 内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数である。

熱中症による業種別死傷者数



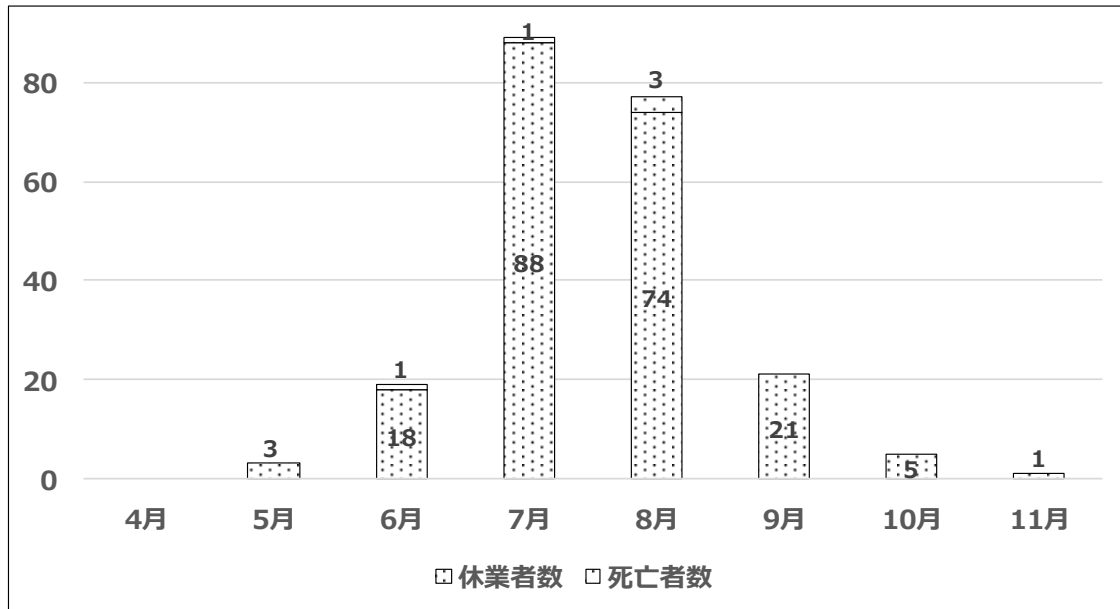
熱中症による業種別死傷者数の割合



③ 月・時間帯別発生状況

(1) 月別発生状況

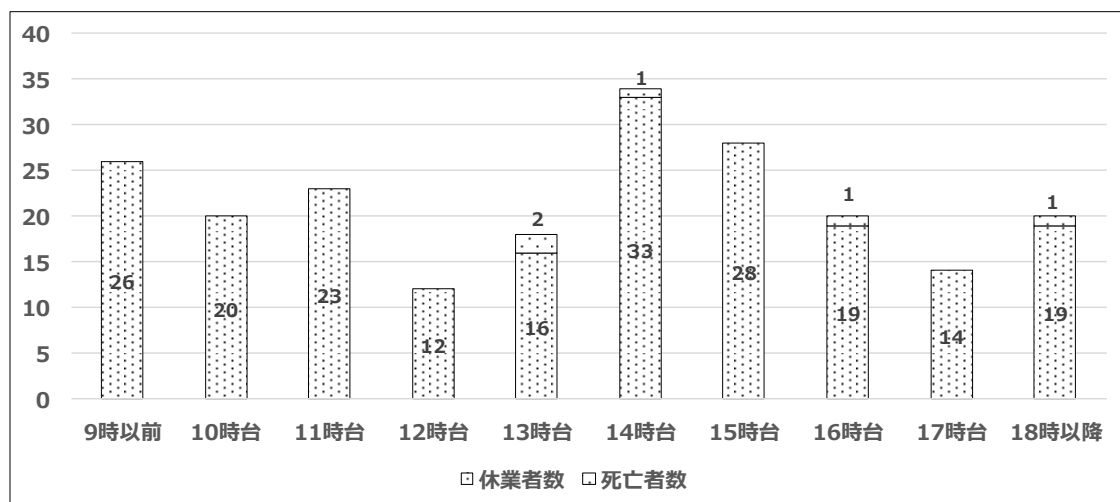
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
休業者数		3	18	88	74	21	5	1
死亡者数			1	1	3			
計	0	3	19	89	77	21	5	1



(2) 時間帯別発生状況

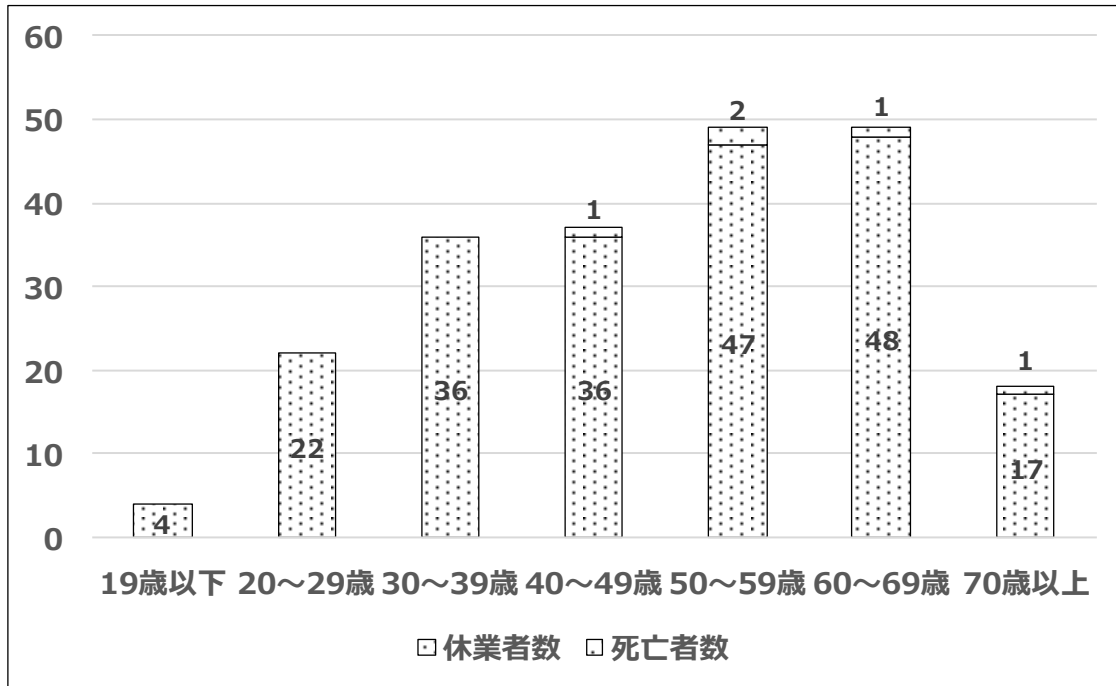
	9時以前	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時以降
休業者数	26	20	23	12	16	33	28	19	14	19
死亡者数					2	1		1		1
計	26	20	23	12	18	34	28	20	14	20

※9時以前は0時台から9時台まで、18時以降は18時台から23時台までを指す。



④ 年齢階層別発生状況

	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
休業者数	4	22	36	36	47	48	17
死亡者数				1	2	1	1
計	4	22	36	37	49	49	18



⑤ 熱中症による死亡災害の事例

年月	業種	年代	事案の概要
平成29年 8月	土木 工事業	50歳代	道路脇の草刈り作業中、16時20分頃、被災者が酷く疲れた様子であったため休憩するよう指示したが、その後近隣建物の駐車スペースにおいて意識不明の状態で見えられた。病院に搬送されたものの3日後に死亡した。
令和4年 6月	土木 工事業	60歳代	個人住宅の外構工事において、コンクリートの打設作業、片付け作業を行っていた被災者が、体調がすぐれず休憩をとっていたところ、倒れているところを発見され、救急搬送されたが熱中症による死亡が確認された。
令和4年 8月	道路貨物 運送業	50歳代	野菜の洗浄作業を行っていたところ、熱中症とみられる体調不良により病院に搬送されたが、同日死亡。発生時の気温は29度～30度。湿度も高い状況であった。
令和6年 7月	その他の 事業	40歳代	廃棄物処理施設新設現場にて、被災者は午後2時頃から施設内で性能試験を行うためのサンプリング作業を開始し、午後4時40分からは不織布の保護衣、防じんマスクを着用して、約1時間かけてごみのサンプリング作業を終えたところ、体調が悪化し、ろれつが回らなくなったため救急車で病院へ搬送された。同日午後9時13分、搬送先の病院で熱中症により死亡した。
令和6年 8月	その他の 事業	70歳代	被災者は午後1時頃から気温約40度の屋外で原付講習の補助業務に従事していた。30分後に休憩時間となり、休憩を取るため徒歩で事務所に移動していたところふらついたため、近くにいた職員が支えたが、意識が朦朧としていたことから、救急車を要請し病院に搬送した。病院で加療していたが、2日後に死亡した。

STOP!

熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀ 熱中症対策情報はこちら

キャンペーン期間

4月

準備

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

準備期間 **4月** にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数（WBGT）の 把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検

作業手順・作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業手順・作業計画を
策定

設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または
冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施



管理者、作業者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画

e-learning



緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応（異常時における連絡体制や
対応手順等）を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁（予定）

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間
の調整
※新規入職者や休み明け作業者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏ま
え配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎
不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮
膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の作業者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、
「バディ」を組ませる等作業者にお互いの
健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風すること**などにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと



- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請

職場における熱中症防止のためのガイドライン 概要

第1 目的等

職場における熱中症防止のために熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を示すことにより、事業者がその業種・業態に応じて適切に選択して取り組むよう促すことを通じて、職場における熱中症防止を図ることを目的とする。
事業者は、第2に基づき熱中症によるリスクを把握・評価した上で、その結果に基づき実施することが適切な対策を第3から選択して実施。

第2 熱中症リスクの評価

1 有害性の要因の特定

- **職場において熱中症リスクとなり得る暑熱に関する有害性を特定**
 - ・有害性としては、①高温・多湿な作業環境、②連続作業、③通気性や透湿性の低い衣服・保護具、④身体作業負荷の大きい作業 が挙げられる。

2 湿球黒球温度の値（WBGT値）の把握

- JIS B 7922等に適合したWBGT指数計で実測

第3 熱中症リスクに応じた措置

1 労働衛生管理体制の確立等

- ・衛生委員会等を活用し、労働者の理解と協力を得つつ労使で話し合い、その内容を労働者に対して周知することが重要。
- **各種管理者等の選任と役割**
 - ・衛生管理者等を中心に熱中症防止対策を検討。
- **作業手順・作業計画の策定**
- **報告体制の整備及び手順等の作成並びに周知**

2 作業環境管理

- **WBGT値の低減**
 - ・発熱体との間に遮へい物の設置、簡易な屋根等の設置等。
- **休憩場所の整備等**
 - ・休憩の設備はできる限り作業従事者が速やかに利用できる場所に設置することが望ましい。

3 作業管理

- **作業時間の短縮等** 作業の休止時間や休憩時間の確保。
- **暑熱順化** 計画的に暑熱順化期間を設ける。
- **プレクーリング** 作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑制。
- **水分及び塩分の摂取** 水分及び塩分の作業前後の摂取と作業中の定期的な摂取。
- **服装による身体冷却** 透湿性・通気性の良い服や身体を冷却する機能を持つ服の着用。
- **作業中の巡視** 高温多湿作業場所での作業中は巡視を頻繁に行い、健康状態を確認。
- **業種・作業別の対応例**

3 熱中症リスクの評価・検討

- **熱中症リスクの評価**
 - ・WBGT値に、身体作業強度等の補正を行い、熱中症リスクを見積る。
WBGT基準値を超える場合はWBGT値の低減等の熱中症予防対策を実施。
- **熱中症リスクの低減のための措置の検討**
 - ・作業場所のWBGT値の低減を検討（作業環境管理）。
 - ・事業場の実情を踏まえて作業管理。
 - ・高齢者、熱中症発症リスクに影響を与える疾病や障がいを持つ作業従事者に対しては、作業時間の短縮等を検討。

4 健康管理

- **健康診断結果に基づく対応**
- **日常の健康管理等**
- **作業従事者の健康状態及び暑熱順化の状況等の確認**
 - ・作業開始前に、当日の体調に普段と異なる変化がないか、睡眠不足がないかなど、声かけ。

5 労働衛生教育

簡単な教材でも繰り返し参照することが望ましい。

- **熱中症予防管理者労働衛生教育** ● **職長等向け教育**
- **作業従事者向け教育**

6 異常時の措置

・熱中症を疑わせる症状が現れた場合は、一旦、作業を離れ、救急処置として涼しい場所で身体を冷やし、水分及び塩分の摂取等を行うこと。

7 その他

- **実施時期**
- **いわゆる「スポットワーク」を利用する労働者について**
- **注文者や作業場所管理事業者による配慮**
- **労働者と異なる場所で就業する個人事業者等について**

図表等

- 身体作業強度等に応じたWBGT基準値
- 衣類の組合せによりWBGT値に加えるべき着衣補正值（℃－WBGT）
- 熱中症の症状と分類
- 熱中症による健康障害発生時の対応計画
- 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病の特徴等